第八条の二第二号を削り、同条第三号中「第七条第三号又は第四号」を「第七条第二号又は第三号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三　心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき　本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第九条第一項第二号中「前条」の下に「（第三号に係る部分を除く。次号において同じ。）」を加え、同項第三号中「同条各号に掲げる場合のいずれか」を「同条第一号又は第二号に掲げる場合」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消すことができる。

一　前条（第三号に係る部分に限る。次号において同じ。）の規定による届出があつたとき。

二　前条の規定による届出がなくて同条第三号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

第十条の二の二第五項中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十条の二十三第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮（いん）」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により講習事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十条の三十六第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第二十二条の三第二項中「この場合において」の下に「、第十条の二十三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十二条の二の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と」を加え、「「講習事務」とあるのは「第二十二条の二の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と」を削る。

第二十三条の四第一項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第五号中「第八号」を「第九号」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十三条の四第二項第一号中「第八条各号」を「第八条第一号又は第二号」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第六号」の下に「、第七号」を加え、「第七号」を「第八号」に、「第八号又は第九号」を「第九号又は第十号」に改める。

第二十六条の五第二項中「この場合において」の下に「、第十条の二十三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十四条第二項の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と」を削る。

第三十八条第五号中「第十条の二十四第一項第一号」を「第十条の二十三第五号」に改める。

第四十四条第一号中「第八条の二」の下に「（第三号を除く。）」を加える。

（港湾法の一部改正）

第百四十七条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の十一第七項第一号中「次号」を「以下この項」に改め、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同項に次の一号を加える。

三　役員のうちに、心身の故障により埠頭群の運営の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

（海事代理士法の一部改正）

第百四十八条　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を削り、同条第三号中「禁錮（いん）」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五　心身の故障により海事代理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十二条の見出しを「（登録の抹消）」に改め、同条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「まつ消し」を「抹消し」に改め、同条第三号中「から第四号までの一」を「、第三号又は第五号のいずれか」に改める。

（港湾運送事業法等の一部改正）

第百四十九条　次に掲げる法律の規定中「又は成年被後見人」を削る。

一　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第六条第二項第四号

二　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七条第七号、第四十九条第二項第三号及び第七十九条の四第一項第三号

三　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第八十条第一項第二号ハ

四　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第五条第三号

五　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第七条第一項第三号

六　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五条第三号

（宅地建物取引業法の一部改正）

第百五十条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条第一項中第九号を第十五号とし、第八号の二を第十四号とし、同項第八号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第六号を第十一号とし、第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五条第一項中第四号を第八号とし、第三号の三を第七号とし、同項第三号の二中「第十八条第一項第五号の二」を「第十八条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

第十八条第一項第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の三を第八号とし、第五号の二を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の三中「第五条第一項第二号の三」を「第五条第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

十二　心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの